

經濟論叢

第164卷 第4号

菊池光造教授記念號

献 辞	西 村 周 三	
日本の「財政調整」型社会保障	玉 井 金 五	1
不況期に開業・事業継承した小企業経営者	脇 坂 明	20
男と女のゲーム	川 口 章	34
福祉国家研究のジェンダー化の規範論的展開	居 神 浩	57
ドイツ化学企業C社の報酬システム	久 本 憲 夫	69
日本におけるホワイトカラー組合運動	松 尾 孝 一	89
業績考課給・業績管理の展開と イギリス人的資源管理	上 田 眞 士	113

菊池光造 教授 略歴・著作目録

平成11年10月

京 都 大 学 經 濟 學 會

福祉国家研究のジェンダー化の規範論的展開

居 神 浩

I はじめに

20世紀最後の10年における福祉国家研究の大きな特徴は、一つには Esping-Andersen による福祉国家レジームに基づく福祉国家類型論 (Esping-Andersen [1990]) であり、いま一つは彼の類型論に触発された形で発展したフェミニスト研究者による福祉国家研究のジェンダー化 (Lewis [1992], Sainsbury [1994, 1996] など) であったと言えるだろう。もっともフェミニスト研究者による福祉国家の批判的研究はすでに1970年代の後半から始められていたのだが (Wilson [1977]), 90年代における研究の盛り上がりは, Esping-Andersen の類型論に内在する概念や分析装置が, 福祉国家研究にジェンダーの概念を導入する契機として, きわめて意義のあるものと認められたからであろう。

すでに欧米のこうした研究動向については, 日本の研究者によって紹介され検討も試みられている (大沢 [1995], 伊藤 [1996], 北 [1997], 渡辺 [1997], 深澤 [1999] など)。筆者も最近そのような検討作業を福祉国家の類型論と発展段階論との対比の観点から行い, 因果論的分析の方向性を示してみたところであるが, 小論ではそこでは十分に考察することのできなかつた福祉国家研究のジェンダー化に関わるもう一つの問題性を, その規範論的性格の不明確さとして捉えたい。これを乗り越える方向性を探してみたい。

II 代替モデルの記述性

Esping-Andersen の福祉国家類型論に対するジェンダー視点からの代替モデルとして評価されるものの一つに、Jane Lewis による「男性稼ぎ手 (male-breadwinner)」モデル (Lewis [1992]) を取り上げてみよう¹⁾。Lewis の Esping-Andersen の提示した類型論に対する批判は、まずその類型論の基準にある「国家、市場、家族の相互関係」において、実証の段階ではもっぱら国家と市場との関係のみに焦点が当てられ、それらと家族との関係が視点から抜け落ちてしまっていることが挙げられる。このことは、労働市場において行われる賃労働 (paid work) 以外に家庭内において女性の担う無償労働 (unpaid work) の存在を捨象し、さらには国家によって供給される福祉 (welfare) 以外に家庭の供給する福祉の機能をも無視してしまうことを意味する。Lewis はこうした賃労働—無償労働—福祉の相互関係を分析の中心に据えた場合、福祉国家はその成立の当初から、男性を稼ぎ手とし女性をその被扶養者とする家族モデルを前提とし、現在においてもその性格は基本的には変わらないとする。しかしながら欧米各国の福祉国家の歩みを歴史的に考察すると、各国の社会政策が男性稼ぎ手モデルに依拠する度合いには顕著な相違がみられる。こうした相違を捉えて Lewis は男性稼ぎ手福祉国家には、アイルランドやイギリスのように「強固」(strong) なもの、スウェーデンのように「弱い」(weak) ものへと移行したものの、さらにフランスのように「修正された」(modified) 形で独自性を主張するものがあるというように3つの類型を提示している。

この Lewis の類型論は、福祉国家はある一定の家族形態=男性稼ぎ手モデルを維持し強化し、性差別的な機能を内包しているとする従来からのフェミニ

1) もちろんフェミニスト研究者による代替モデルを Lewis の類型論だけに限定して論じるのは明らかに不当である。Sainsbury [1996] の「社会政策の稼ぎ手モデルと個人モデル」という類型論も本稿では取り上げなかったが、見落としてはならないきわめて有力な代替モデルである。このモデルについては、拙稿 [1998] において若干ではあるが触れているので、あわせて参照していただきたい。

スト研究者による福祉国家批判の主張とも合致し、さらにその性差別性は一様ではなく多様な形態がありうることを示し得たという点で、おおむね好意的に評価されているようである。しかし、ここであえて根源的な批判を加えるとすれば、このモデルはあまりに「記述的」(descriptive)である(Duncan [1994, 1995])。記述的であるという批判はしばしばそれが分析のレベルにおいてやや劣ったものであるとの評価を意図する。現象をある概念によって特徴的に描き出すことには大きな意味があるが、その現象が何故に生じたのかを「説明」できなければ、高度なレベルの分析としては評価できないというわけである。例えば、イギリスは何故いまだに強固な男性稼ぎ手国家のままなのか。スウェーデンは幾つかの画期を経て弱い男性稼ぎ手国家へと移行したというが、その移行の論理はいかにして説明されるのか。こうした疑問に対してLewisの類型論は説得的な分析装置を用意していない。もっとも、このような批判はおよそ全ての類型論に当てはまるものである。類型論は本質的には静態的な性格を内在させており、もし将来の変化を予測しようとするならば、モデル構築の初めから動態論的な分析装置をかなり意図して準備しておかなくてはならない²⁾。

III 代替モデルの規範性

Lewisの代替モデルに対するより根源的な批判は、その「規範的」(normative)な次元に関わるものである。彼女は果たして男性稼ぎ手国家の諸類型のうちどの方向性を「望ましい」ものとして想定しているのだろうか。これに対する明確な解答はなされていないが、その評価の軸として考えられているのは、無償労働の価値付け(valuing)とその男女間での共有(sharing)である(Lewis [1992], p. 178)。フランスが男性稼ぎ手国家の修正形態として評価されているのは、育児という女性が母親として担う労働が、家族手当制度によっ

2) この点に関しては前掲拙稿において「類型論に欠けていたのは、そもそも何故そのような類型が存在するのか、類型を類型たらしめているのは一体何なのか、さらにはある類型が他の類型に容易に移行しないのはどこに制約要因があるのかといった因果的分析に対する視座であろう」として若干の問題提起を行ってみた。

て国家からの補償を受けてきたという、この国の社会（家族）政策の歴史的経緯があるからである。またこの「修正」という評価は「強固」と「弱い」との「中間」には位置しない特殊な位置づけであると解釈すべきであろう。他方、スウェーデンは男女二人の稼ぎ手（dual-breadwinner）モデルへの移行によって、前者の課題を解決しつつあるが、後者の課題はまだ手つかずであるという。フランスとスウェーデン何れの方角性に将来の展望を見いだしうるのか。結局そこには男性稼ぎ手モデルを克服し超越する論理を見いだし得ていないといわざるをえない。

こうした何とも判然としない態度は、フェミニストの福祉国家研究者にある程度共通するものがある。すなわち福祉国家それ自体には、性差別の強化とその土台の解体という「二面性」が認められるのであり（水田 [1997], 23ページ）、この二面性を受け入れる限りにおいて、福祉国家に対する評価はつねに二律背反的な態度を強いられるのである。こうした二面性は少しパラフレーズすると、男性と女性との差異を否定し男性と同等の経済的・政治的・社会的地位を主張する「平等派」（equality）フェミニズムと、男性と女性との差異を肯定し女性独自の役割の承認によって女性の地位の向上を目指す「差異派」（difference）フェミニズムとの古くから続いている対立と把握することができよう（Lewis [1991], Offen [1992]）。ジェンダー視点からの福祉国家モデルは、男女平等論と差異論との二者択一の前に、その規範的態度を留保せざるをえないのである³⁾。

IV ジェンダー公平の規範論

このような平等と差異との二項対立を超えて、これからの福祉国家がサポー

3) 北欧の福祉国家研究者の間でも、福祉国家の女性に対する関係の評価については見解が相当に分かれている。Hernes [1987] は「女性に好意的な福祉国家」の可能性を主張するのに対して、Sim [1987] はやや懐疑的に福祉国家の家父長制的性格の側面に注意を促す。しかしある程度共通しているのは、女性を福祉国家の社会政策における単なる「客体」ではなく、政策決定過程への参加をつうじて「主体」となりうる可能性を展望している点であろう。

トすべき新たな男女間の関係についての規範論を積極的に提起したものとして、Nancy Fraser のジェンダー公平 (equity) 論はここで紹介しておく価値があるだろう (Fraser [1994])。

Fraser によれば、福祉国家とは人々に不確実性に対する効果的な保障を与える存在であるとともに、ある一定の男女間の関係性 (これを「ジェンダー秩序」と呼んでいる) をサポートするものとして把握される。産業化社会段階における福祉国家は「家族賃金」=男性稼ぎ手モデルというジェンダー秩序を支持していたが、男性の安定的な雇用が減少し夫婦核家族以外の多様な家族が常態となる現在のポスト産業社会においてはそれに代わる新たなジェンダー秩序を福祉国家は支持しなければならない。この新たなジェンダー秩序として、Fraser は次の二つの代替的モデルを提示する。すなわち、国家が女性の雇用を促進するためのサービスを提供する「稼ぎ手役割の普遍化モデル」(universal breadwinner model) と国家がケア労働の担い手にその手当を給付する「ケア役割の平衡化モデル」(caregiver parity model) とである。

この二つのモデルのどちらがこれからの福祉国家がサポートすべきジェンダー秩序なのか、その評価を下すために次に Fraser は「ジェンダー公平 (equity)」という規範的基準を設定する。ここでジェンダー公平とは、先の男女平等論と差異論との何れにも還元されない、より多面的な概念として提起される。多面的であるというのは、単一の原則ではなく、互いに異なる幾つかの規範的原則から構成されるということであり、「反貧困原則」「反搾取原則」「平等原則」(これはさらに「所得の平等」「余暇時間の平等」「社会的承認の平等」の3つに下位区分される)「反周辺化」「反男性中心原理原則」の6つからなる。さらにこれらの規範的原則を基準に「稼ぎ手役割の普遍化モデル」と「ケア役割の平衡化モデル」の妥当性を評価する作業を経て、これらのモデルのどちらもジェンダー公平の基準を十分には充足しえないという結論に達する (第1表)。

「稼ぎ手役割の普遍化モデル」は家庭内で女性が担っていたケア労働が全て

第1表 ジェンダー公平の評価

	稼ぎ手役割の普遍化	ケア役割の平衡化
反貧困原則	良好	良好
反搾取原則	良好	良好
所得平等原則	中程度	不十分
余暇時間平等原則	不十分	中程度
社会的承認平等原則	中程度	中程度
反周辺化原則	中程度	不十分
反男性中心原理原則	不十分	中程度

出典：Fraser [1994], p. 612.

国家が市場に移行することが前提であるが、それは非現実的であろう。アメリカの現実が示すように、男性のケア役割への参加が促進されなければ、「セカンド・シフト」のように女性に余暇時間の減少をもたらす。またこのモデルは、稼ぎ手役割のみが称揚されるという意味で本質的に男性中心原理の域を超えるものではない。「ケア役割の平衡化モデル」は女性のケア労働に対して男性の賃労働と同等の報酬を手当として給付することが主眼であるが、それは女性のケア役割への固定化をつうじて、女性のケア労働を男性の賃労働に対して周辺のなものにとどめてしまう。またこのモデルはケア役割を担いながら労働市場に参加する女性を、「マミートラック」という不安定で低賃金の労働に閉じこめてしまい、その一方で男性の「稼ぎ手トラック」は維持されるという点で、男女間の所得平等に資するにはきわめて不十分である。

このように何れのモデルも男性に対して根本的な変化を要求しないという点でジェンダー公平の基準を満たしえないと評価を下したうえで、Fraserは第3の途を探る。最終的に提起される第3の可能性とは、すなわち女性の担っているケア役割を男性が共有すること、女性の現在のライフパターンをノームとすることである⁴⁾。

4) このFraserの提言は、かつて今田幸子氏が女性の職業経歴の分析から、女性のキャリアの柔軟性を指摘したうえで、その否定的な側面をもっと積極的にとらえ直す必要があると主張ノ

こうした提言はそれ自体としてはさほど目新しいものではないかもしれない。従来から暗黙のうちに語られていた提言かもしれない。しかし、それを規範論として、明確に語ったところに Fraser の議論の新しさがある。

V もう一つの規範論——「脱商品化」と「脱家族化」

以上みたように Fraser の議論は明確に福祉国家の規範的分析を意図したものであるが、フェミニスト研究者が批判する Esping-Andersen の「脱商品化」(de-commodification) 概念自体にも規範論的な含意が内在していることは指摘しておかなくてはならない。脱商品化の概念は、K. Polany に由来するものであり、Polany は労働という本来商品ではないものが、市場経済のもとでは擬制的に商品化されることで、その主体である人間に破滅的な影響をもたらすことを危惧したのであった(伊藤 [1994])。こうした市場経済の論理に対抗し、克服するためにこそ、福祉国家の論理が要請されるのであり、「市場での業績にかかわらず、個人や家族が通常の社会的に受容された生活水準を享受できる状態」あるいは「市場への参加とはかかわらず、社会保障の受給資格を付与することによって、福祉国家が貨幣的諸関係を弱める度合い」と定義される脱商品化概念は、そうした福祉国家の論理の発展段階を示すものとして、規範論的に解釈することができるのである。すなわち、福祉国家は市場の破壊的圧力から諸個人を「解放」(emancipate) する機能を果たしうるのである。

しかしながら、市場経済の論理が社会全体に浸透していく過程で、商品化された市場経済の領域と商品化されない社会の領域との区別や価値序列がもたらされること、そして前者に男性が後者に女性が割り当てられたこと(伊藤 [1994], 167ページ)を理解すれば、この脱商品化という概念は Esping-Andersen が当初想定していなかった矛盾した性格を現す。脱商品化が意味を

、し、「仕事=家庭の二元論を超えて、仕事、家庭をともに包摂するトータルな枠組みとしての「生活」のなかに、それらをどう位置づけるか」という問題提起をした(今田 [1991], 23ページ)のに通じるものがある。

持つためには、あるいはそれを促進するためには、まずもってその対象がすでに「商品化」(commodified)されていないなければならない。商品化されていない対象にとって脱商品化は全く無意味である。フェミニスト研究者はまさにここを衝いたのであった(Orloff [1993])。商品化自体がジェンダー化の作用を被っているのならば、脱商品化もジェンダー化の論理のもとにある。商品化されていない性=女性にとっては、まず商品化されること、すなわち「雇用労働へのアクセス」(*ibid.*, p. 318)こそが国家によって保障されなければならない。

また脱商品化が市場への強制的な参加から賃労働者=男性を解放する点に意義を求めるならば、あるいはより端的には賃労働に従事しない権利(Lewis [1997], p. 173)を保障することが重要であると認めるならば、それと同様に家庭内のケア労働という無償労働を強制されない権利(the right to not to engage in unpaid work)をも認めなければならない。要するに脱商品化の概念は、抑圧的な諸関係に参入させる強制力から個人が自由であることというように、より一般的な「自律性」(autonomy)や「自己決定」(self-determination)などの概念へと展開していかななくてはならないのである(Orloff [1993], p. 320)。

このようなフェミニスト研究者からの批判を受けて、Esping-Andersen自身、1996年の編著書において部分的に、1999年の最近著においてかなり包括的に、脱商品化とパラレルな規範的概念を「脱家族化」(de-familialization)として提起し、これに基づいて自らの福祉国家レジーム論を再検討している(Esping-Andersen [1999])。この再検討の部分についてはまた別個の論考を必要とするため、これ以上は立ち入らないが、脱家族化の概念については、若干の説明を加えておこう。実はこの脱家族化という概念は、Orloff [1993]の「自律的な世帯を形成し、維持することができる能力」という概念を受けて、フェミニスト研究者のなかからもすでに提起されているのだが(McLaughlin and Glendinning [1994], Lister [1994])、Esping-Andersenはそれらとは独立にこの概念を提起するに至ったようである。

彼の定義によれば脱家族化とは、「家族の福祉やケアに関する責任が、福祉国家からの給付ないしは市場からの供給によって、緩和される度合い」あるいは「社会政策が女性に対して、商品化されるための、もしくは独立した世帯を営むための自律性を与える度合い」を示すものである (Esping-Andersen [1999], p. 51)。実証的には、福祉国家をつうじての脱家族化の進展は、(1) GNP に占める家族向けサービスに関する公的支出の割合、(2) 3歳未満の児童に対する公的保育のカヴァレッジ、(3) 65歳以上の高齢者に対するホームヘルプサービスのカヴァレッジなどの指標によって測られている (*ibid.*, p. 61)。このようにそれまで家庭内でもっぱら女性によって担われてきた育児や介護などのケア労働の負担が、国家の責任に移行することによって、脱家族化が促進されるとともに、女性の商品化もまた促進され、ここに脱商品化のための条件が整うことになるわけである。この意味で脱家族化は脱商品化とパラレルな概念ということになる。

ところで、ここで留意しておかなくてはならないのは、脱家族化は家族解体を促進するものではないという点である。この概念は、どのような家族が望ましいのか、具体的な形態を支持することを全く意図していない。脱家族化概念は、家族形態の規範論ではないのである。それは、社会に存在する様々な「リスク」に対して、家族・市場・国家の3つの主体がどのようにプーリングするのが望ましいのかというリスク配分の規範論に関わるものなのである (*ibid.*, p. 33, p. 36)。「どの程度、家族がリスクを吸収しうるのか」(*ibid.*, p. 51)との問いを立て、家族がもはやその機能を果たしえなくなったと判断される場合、リスクの吸収主体は国家ないしは市場に向かう。そこで、国家がリスクを吸収すると、ニーズの充足は、市場の論理を離れ (=脱商品化)、家族の論理を離れる (=脱家族化)。

フェミニスト研究者はこれまでしばしば福祉国家と家族との関係の抑圧性もしくは親和性について論じてきたが、そこにリスク・プーリングという媒介項を介在させることによって、福祉国家の家族に対する作用の規範論的根拠が見

えてくるのではないだろうか。

VI おわりに

小論では、前掲拙稿の結論部分に当たる、福祉国家類型論の因果的分析への方向性を端緒として、そこからジェンダー視点からの批判的代替的モデルに内在する、規範論的性格の曖昧さ、不十分さを指摘してみた。それは端的には批判理論が本来的に意図するジェンダー平等に関する視座そのものが決して明らかではなく、現在の福祉国家の性差別性を克服する論理を提示しえていないということである。その点を比較的良くクリアにした議論として Fraser のジェンダー公平を取り上げたうえで、そこから再び批判の対象である Esping-Andersen の類型論の構成概念である脱商品化およびフェミニスト研究者からの批判を積極的に摂取して新たに提起された脱家族化の概念に、福祉国家の規範論の可能性を追ってみた。この点は十分には検討しきれていないが、福祉国家の類型論と規範論とを接合した新たな分析の方向性がそこから開けるかもしれない。もしそうであるならば、類型論の動態化および類型論の規範論化、この二つの方向性が、今後の福祉国家研究の基本的視座として据えられるべきであろう。

参考文献

- [1] 居神 浩 [1998] 「ジェンダーと福祉国家類型論」『神戸国際大学経済経営論集』第18巻第2号。
- [2] 伊藤周平 [1994] 「福祉国家と市場経済」『季刊社会保障研究』第30巻第2号。
- [3] ——— [1996] 『福祉国家と市民権——法社会学的アプローチ』法政大学出版社。
- [4] 今田幸子 [1991] 「女性のキャリアとこれからの働き方—仕事と家庭のダブル・バインドを超えて—」『日本労働研究雑誌』第381号。
- [5] 大沢真理 [1995] 「『福祉国家比較のジェンダー化』とベヴァリッジ・プラン」『東京大学社会科学研究所』第47巻第4号。
- [6] 北 明美 [1997] 「ジェンダー平等：家族政策と労働政策の接点」(岡本憲

- 美・宮本太郎編【比較福祉国家論——揺らぎとオルタナティブ】法律文化社。
- [7] 深澤和子 [1999] 「福祉国家のジェンダー化——1980年代以降の研究動向（欧米を中心として）」『大原社会問題研究雑誌』第485号。
- [8] 水田珠枝 [1997] 「福祉国家思想とフェミニズム——20世紀前半のイギリスを中心に——」『社会思想史研究』第21号。
- [9] 渡辺千壽子 [1997] 「福祉国家とジェンダーの論理——ソロ・マザーと社会政策レジーム」『佛教学社会学部論集』第30号。
- [10] Duncan, S. [1994] "Theorizing Difference in Patriarchy," *Environment and Planning A*, Vol. 26, pp. 1177-1194.
- [11] ——— [1995] "Theorizing European Gender System," *Journal of European Social Policy*, Vol. 5, No. 4, pp. 263-284.
- [12] Esping-Andersen, G. [1990] *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press.
- [13] ——— [1996] "Welfare States with Work: the Impasse of Labour Shedding and Familialism in Continental European Social Policy" in *Welfare States in Transition*, ed. by Esping-Andersen, G., Sage.
- [14] ——— [1999] *Social Foundations of Postindustrial Economics*, Oxford UP.
- [15] Fraser, N. [1994] "After the Family Wage: Gender Equity and the Welfare State," *Political Theory*, Vol. 22, No. 4, pp. 591-618.
- [16] Hernes, H. [1987] *Welfare State and Women Power: Essays in State Feminism*, Oslo, Norwegian UP.
- [17] Lewis, J. [1991] "Models of Equality for Women: the Case of State Support for Children in Twentieth-century Britain" in *Maternity and Gender Policies*, ed. by Bock, G. and Thane, P., Routledge.
- [18] ——— [1992] "Gender and the Development of Welfare Regimes," *Journal of European Social Policy*, Vol. 2, No. 3, pp. 159-173.
- [19] ——— [1997] "Gender and Welfare Regimes: Further Thoughts," *Social Politics*, summer, pp. 160-177.
- [20] Lister, R. [1994] "She Has Other Duties-Women, Citizenship and Social Security" in *Social Security and Social Change: New Challenge to the Beveridge Model*, ed. by Baldwin, S. and Falkingham, J., Harvester.
- [21] McLaughlin, E. and Glendinning, C. [1994] "Paying for Care in Europe: Is There a Feminist Approach?" in *Family Policy and the Welfare of Women*, ed. by Hantrais, L. and Mangen, S., University of Loughborough.
- [22] Offen, K. [1992] "Defining Feminism: a Comparative Historical Approach"

in *Beyond Equality and Difference: Citizenship, Feminist Politics and Female Subjectivity*, ed. by Bock, G. and James, S., Routledge.

- [23] Orloff, A. S. [1993] "Gender and the Social Rights of Citizenship: State Policies and Gender Relations in Comparative Research," *American Sociological Review*, Vol. 58, No. 3, pp. 303-328.
- [24] Sainsbury, D. (ed.) [1994] *Gendering Welfare States*, Sage.
- [25] ——— [1996] *Gender, Equality and Welfare States*, Cambridge UP.
- [26] Siim, B. [1987] "The Scandinavian Welfare States-Towards Sexual Equality or a New Kind of Male Domination?," *Acta Sociologica*, Vol. 30, No. 3/4, pp. 255-270.
- [27] Wilson, E. [1977] *Women and Welfare State*, Tavistock Publication.